

## 彦根愛知犬上地域ごみ処理施設建設候補地選定委員会 中間報告（案）

### 1. 目的

「彦根愛知犬上地域ごみ処理施設建設候補地選定委員会（以下、「選定委員会」という。）」は、これまでの建設候補地を断念した経緯や、ごみ処理施設の整備には地域住民の理解・協力が不可欠であることを踏まえ、透明性及び住民目線を確保した選定を行うための第三者機関として発足しました。

建設候補地の公募に係る募集要件、選定要件の検討から、選定要件に基づく応募地の評価を行い、評価結果を彦根愛知犬上広域行政組合管理者へ報告することを目的とします。

本中間報告書は、これまでの選定委員会における検討内容をとりまとめたものです。

### 2. 選定委員会における検討経過

選定委員会における検討経過の概要を以下に示します。先進のごみ処理施設への視察を含め、平成26年12月から平成28年3月まで、延べ9回の委員会を開催しました。

表 1 選定委員会の検討経過

開催回数 (開催日)	検討内容	出席者等
第1回 (H26. 12. 16)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域ごみ処理施設のこれまでの経緯と選定委員会の役割の確認</li> <li>・ 圏域内のごみ処理施設の現状について（情報共有）</li> <li>・ 応募に係る資格・要件等について</li> </ul>	委員：10名 オブザーバー：3名 事務局：6名 傍聴者：12名
第2回 (H27. 3. 16)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公募における応募期間、今後2年間のスケジュールについて</li> <li>・ 応募条件について</li> <li>・ 予告チラシ（1市4町の広報）について</li> </ul>	委員：9名 オブザーバー：6名 事務局：6名 傍聴者：13名
第3回 (H27. 5. 21)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応募条件、応募時の必要書類、公募チラシについて</li> <li>・ 選定要件（評価項目）について</li> </ul>	委員：9名 オブザーバー：6名 事務局：7名 傍聴者：21名
第4回 (H27. 7. 30)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公募要項、公募チラシについて</li> <li>・ 地域振興策（案）について</li> </ul>	委員：11名 オブザーバー：6名 事務局：7名 コンサルタント：3名 傍聴者：18名
第5回 (H27. 9. 2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 圏域内及び先進ごみ処理施設の視察</li> <li>・ 見学施設：彦根市清掃センター、クリーンわたむき（中部清掃組合）、リバーセンター（湖東広域衛生管理組合）</li> </ul>	委員：9名 オブザーバー：4名 事務局：7名 1市4町担当者：3名 コンサルタント：3名

開催回数 (開催日)	検討内容	出席者等
第6回 (H27. 10. 26)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第5回選定委員会における委員へのアンケート結果報告</li> <li>選定の流れについて</li> <li>選定要件（評価項目、評価基準）について</li> </ul>	委員：10名 オブザーバー：6名 事務局：7名 コンサルタント：4名 傍聴者：26名
第7回 (H27. 12. 25)	<ul style="list-style-type: none"> <li>応募地の評価方法について</li> <li>選定要件（評価項目、評価基準）について</li> <li>公募に係る説明会の実施報告</li> </ul>	委員：11名 オブザーバー：6名 事務局：7名 コンサルタント：3名 傍聴者：14名
第8回 (H28. 2. 22)	<ul style="list-style-type: none"> <li>応募地の評価方法（選定の流れ、選定要件）について</li> <li>評価における配点について</li> </ul>	委員：10名 オブザーバー：6名 事務局：6名 コンサルタント：3名 傍聴者：15名
第9回 (H28. 3. 25)	<ul style="list-style-type: none"> <li>中間まとめ（第1回～第8回検討結果）</li> <li>公募に係る説明会（第2回）の実施報告</li> </ul>	

表2 【参考】全体説明会（住民説明会）等 開催状況

開催回数 (開催日)	実施内容	参加者
第1回 説明会 (H27. 11. 15)	<ul style="list-style-type: none"> <li>公募要項の説明、質疑応答</li> </ul>	40名 （内訳：13自治会、 構成市町議員10 名、報道関係1名、 選定委員2名）
第1回 施設見学会 (H27. 12. 2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>見学施設：クリーンプラザ中濃（中濃地域広域行政事務組合）、                ささゆりクリーンパーク（可茂衛生施設利用組合）</li> </ul>	9名 （内訳：3自治会）
第2回 説明会 (H28. 3. 5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>公募要項・選定要項の説明、質疑応答</li> </ul>	62名 （内訳：14自治会、 構成市町議員3 名、選定委員1名）

### 3. 公募に係る応募条件

建設候補地を公募で募集するにあたり、応募条件を検討しました。最終的な公募要項は以下のとおりです。

表3 公募要項（抜粋）

項目	内容																
整備対象施設の概要	<p>○熱エネルギー回収施設（ごみ焼却施設）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>処理能力</td> <td>154 t / 日</td> </tr> <tr> <td>処理対象物</td> <td>家庭から発生する可燃ごみ</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>発電や温水利用など熱エネルギーの有効活用を図る</td> </tr> </tbody> </table> <p>○マテリアルリサイクル施設（リサイクルセンター）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>処理能力</td> <td>53 t / 日</td> </tr> <tr> <td>処理対象物</td> <td>家庭から発生する粗大ごみ、不燃ごみ、資源ごみ</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>環境学習施設を併設予定</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	処理能力	154 t / 日	処理対象物	家庭から発生する可燃ごみ	その他	発電や温水利用など熱エネルギーの有効活用を図る	項目	内容	処理能力	53 t / 日	処理対象物	家庭から発生する粗大ごみ、不燃ごみ、資源ごみ	その他	環境学習施設を併設予定
項目	内容																
処理能力	154 t / 日																
処理対象物	家庭から発生する可燃ごみ																
その他	発電や温水利用など熱エネルギーの有効活用を図る																
項目	内容																
処理能力	53 t / 日																
処理対象物	家庭から発生する粗大ごみ、不燃ごみ、資源ごみ																
その他	環境学習施設を併設予定																
施設の整備方針	<p>○高度な燃焼技術と徹底した排ガス処理などにより、環境負荷の低減を図る。</p> <p>○温水利用や発電施設として熱エネルギーの回収を行う。</p> <p>○再利用が可能なごみを最新技術によって効率よく資源化し、総合的なリサイクルを図る。</p> <p>○災害時は防災拠点として焼却施設の機能を維持し、堅牢で安全性に十分配慮した施設とする。</p>																
応募者の資格	<p>○地元区（自治会）長を代表者として応募</p> <p>○土地所有者の応募（土地所有者には、個人、法人を含む）</p>																
応募の条件	<p>○彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町および多賀町の地域にあること。</p> <p>○おおむね4ヘクタールから5ヘクタールの土地が確保できる見込みがあること。<sup>※1</sup></p>																
応募期間	平成27年10月15日（木）から平成28年7月29日（金）																
地域振興策（まちづくり事業プラン）	<p>総額3億円以内とし、予算の範囲内で実施する。<sup>※2</sup></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>地域活性化交付金</th> <th>環境整備事業補助金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金額</td> <td>1億円以内</td> <td>2億円以内</td> </tr> <tr> <td>対象</td> <td>地域活性化に資する地元区（自治会）の活動を継続的に支援するために必要な経費</td> <td>土木・建設・整備補助事業（自治会館、道路、水路等の整備）</td> </tr> </tbody> </table>		地域活性化交付金	環境整備事業補助金	金額	1億円以内	2億円以内	対象	地域活性化に資する地元区（自治会）の活動を継続的に支援するために必要な経費	土木・建設・整備補助事業（自治会館、道路、水路等の整備）							
	地域活性化交付金	環境整備事業補助金															
金額	1億円以内	2億円以内															
対象	地域活性化に資する地元区（自治会）の活動を継続的に支援するために必要な経費	土木・建設・整備補助事業（自治会館、道路、水路等の整備）															

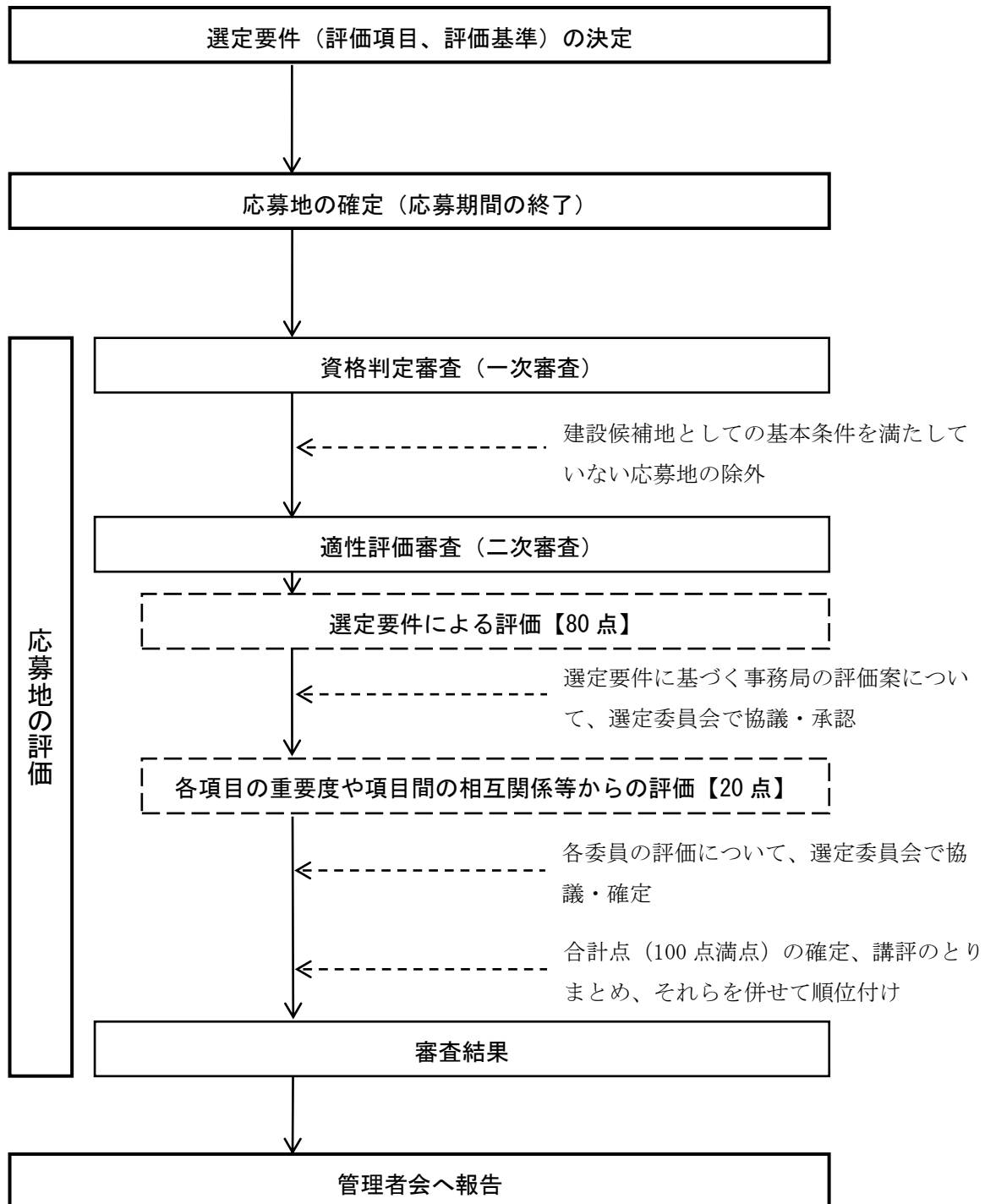
※1 ただし、4ヘクタール未満であっても当該地の周辺環境や同意状況によっては応募が可能としました。

※2 環境整備事業補助金が不足する場合のみ、審査委員会の事前審査において許可された事業に限り、地域活性化交付金からの流用ができるものとしました。

#### 4. 建設候補地選定の流れ

建設候補地選定にあたり、客観性、合理性、妥当性が確保された評価を行うため、応募地の確定前に評価方法を確定しました。

選定委員会における建設候補地選定までの流れは、以下のとおりです。



## 5. 応募地の評価方法

### (1) 資格判定審査（一次審査）

建設候補地としての基本条件を満たしているかを判定します。法的規制の有無等、公募要件に明記していない条件を対象に、建設不可能もしくは整備スケジュールが著しく遅滞する恐れのある土地を除外します。

表4 資格判定審査（一次審査）評価項目、評価基準

判定項目	判定基準
法規定の有無	適：以下に挙げる指定等が存在しない。 不適：以下に挙げる指定等が存在する。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 国定公園（自然公園法）</li><li>・ 県立自然公園（自然公園法）</li><li>・ 保安林（森林法）</li><li>・ 史跡・名勝・天然記念物（文化財保護法）</li><li>・ 鳥獣保護区のうち特別保護地区（鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律）</li><li>・ 保存樹（都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律）</li></ul>

### (2) 適性評価審査（二次審査）

資格判定審査（一次審査）を通過した応募地について、建設候補地としての適性の数値化による評価を行います。

評価は「①選定要件（22項目）による評価」（80点分）と、選定要件の結果を受け、委員会として「②各項目の重要度や項目間の相互関係等からの評価」（20点分）の合計100点満点で行います。①および②の合計点に加え、建設候補地の適性に関わる懸念事項等をまとめた「講評」を併せ、順位付けを行います。

#### ①選定要件による評価（配点：80点）

選定要件（評価項目、評価基準）に基づき、建設候補地としての適性を評価します。各評価項目への配点は一律3点とし、評価基準の判定に応じた点数または相対的な判定としての計算式を用いて行います。

表5 適性評価審査（二次審査）採点方法

評価	点数
A	3点
B	2点
C	1点
計算式（数値が <b>大きい</b> ほど高評価）	$3 \text{点} \times \text{当該応募地の数値} \div \text{最も優れた応募地の数値}$
計算式（数値が <b>小さい</b> ほど高評価）	$3 \text{点} \times \text{最も優れた応募地の数値} \div \text{当該応募地の数値}$

※1 合計点（満点）は1項目3点×22項目=66点となるが、80点満点となるように換算します。

※2 計算式による採点は、小数点以下2桁までの四捨五入とします。

表6 適性評価審査（二次審査）評価項目、評価基準

視点	評価項目	評価基準
安全・安心の確保の視点	<p><u>活断層との関係</u> 断層のずれが発生した場合、断層の隣接地の構造物等に多大な被害が生じるため、敷地内に活断層が存在しない方を優先する。</p>	<p>A：活断層から6kmより離れている B：敷地内に活断層は存在しないが、6km以内に存在する C：敷地内に活断層が存在する</p>
	<p><u>地盤の軟弱強度</u> 地質図調査等により、軟弱地盤ではない方を優先する。</p>	<p>A：軟弱地盤ではない B：軟弱地盤だが、支持力の確保は可能 C：軟弱地盤であり、支持力確保のため大規模な対策が必要</p>
	<p><u>災害関連法の指定の有無</u> 以下の指定地区に指定されていない方を優先する。 急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地、地すべり防止区域、河川保全区域、山腹崩壊危険地区、土砂流出危険区域、崩壊土砂流出危険地区、災害危険区域、重要水防区域</p>	<p>A：指定されていない B：指定されているが影響は軽微 C：指定されており影響が大きい</p>
	<p><u>その他危険地域の設定の有無</u> 以下の指定地区に指定されていない方を優先する。 浸水想定地域、地すべり危険箇所、土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域</p>	<p>A：指定されていない B：指定されているが影響は軽微 C：指定されており影響が大きい</p>
	<p><u>住宅との位置関係</u> 敷地境界から直近の住宅までの直線距離が遠い方を優先する。</p>	<p>A：100mより遠い B：50mより遠く、100m以下 C：50m以下</p>
	<p><u>教育・医療福祉施設との位置関係</u> 教育・医療福祉施設（小学校・中学校・養護学校、病院、診療所、幼稚園、保育園、児童館、子育てセンター、福祉センター、高齢者養護施設）への来館・通学等に対して予想される影響の小さい方を優先する。</p>	<p>A：影響はない B：影響は軽微 C：影響が大きい</p>

視点	評価項目	評価基準
環境への配慮の視点	<u>農業振興地域指定状況</u> 農用地区域に指定されていない方を優先する。	A：指定されていない B：農業振興地域に指定されている C：農用地区域に指定されている
	<u>都市計画区域の指定状況</u> 住宅系の用途地域、商業系の用途地域を避け、工業系の用途地域や市街化調整区域等を優先する。	A：工業系の用途地域に指定 B：用途指定なし C：住宅系、商業系の用途地域に指定
	<u>道路混雑度</u> 原則、施設整備による交通量の増加後の混雑度が低い方を優先するが、立地条件上の課題の内容を踏まえ、総合的に判断する。	A：混雑度 1.25 未満 B：混雑度 1.25 以上～1.75 未満 C：混雑度 1.75 以上
	<u>地域性緑地等の指定状況</u> 以下の指定地区に指定されていない方を優先する。 緑地環境保全地域、風致地区、緑地保全地区	A：指定されていない B：— C：指定されている
	<u>重要な動植物等の生息状況</u> 重要な動植物等の生息域（鳥獣保護区、希少動植物の保護区等）がない方を優先する。	A：指定されていない B：— C：指定されている
	<u>指定文化財、埋蔵文化財の有無</u> 文化財関係法等の指定がない方を優先する。	A：指定されていない B：— C：指定されている
計画的な財政運営の視点	<u>敷地面積</u> 施設の配置に向けて、応募条件である 4～5 ha の敷地面積を優先する。	A：4～5 ha B：A評価よりやや小さい／大きい C：A評価より著しく小さい／大きい
	<u>敷地の形状</u> 100m×100m の正方形の配置が容易な敷地を優先する。	A：配置は十分に可能 B：配置はほぼ可能 C：配置は困難
	<u>障害物の有無</u> 施設建設に支障のある障害物がない方を優先する。	A：敷地内に障害物がない B：敷地内に障害物があり、施設の配置に配慮が必要 C：敷地内に障害物があり、施設の配置に制限が生じる

視点	評価項目	評価基準
計画的な財政運営の視点	16 <u>造成費及び用役整備費</u> 概算造成費、用役（電気・用水・排水）整備費（概算）が安価な方を優先する。	点数＝配点×最も安価な応募地の造成・用役整備費÷当該応募地の造成・用役整備費
	17 <u>用地取得費</u> 取得予定面積と用地単価から用地取得概算費用を算定し、安価な方を優先する。	点数＝配点×最も安価な応募地の用地取得費÷当該応募地の用地取得費
	18 <u>道路整備費</u> 応募地の道路整備費用（概算）が安価な方を優先する。	点数＝配点×最も安価な応募地の道路整備費÷当該応募地の道路整備費
	19 <u>収集運搬効率</u> 収集運搬効率がよい（各構成市町の人口重心との距離及び人口比率を考慮した値が小さい）方を優先する。	点数＝配点×最も短い応募地の収集運搬距離÷当該応募地の収集運搬距離
合意形成	20 <u>土地所有者</u> 土地所有者が少ない方を優先する。	点数＝配点×最も少ない応募地の土地所有者数÷当該応募地の土地所有者数
	21 <u>地域における合意状況</u> 応募時提出書類の区（自治会）総会議事録における賛同者の割合が高い方を優先する。	点数＝配点×当該応募地の賛同者割合÷最も高い応募地の賛同者割合
	22 <u>近隣市までの距離</u> 敷地境界から組合圏域に隣接する近隣市までの直線距離が遠い方を優先する。	A：6 km より遠い B：3 km より遠く 6 km 以下 C：3 km 以下

## ②各項目の重要度や項目間の相互関係等からの評価（配点：20点）

応募地ごとに、各委員の考える評価項目（22項目）の重要度や項目間の相互関係等から建設候補地としての適性を評価します。

採点は、各委員において、全体的な評価もしくは視点（4視点）ごとの評価により行います。

その際、点数化が困難な場合は、「A～D」判定で評価を行い、各判定の得点化により採点します。

表7 各項目の重要度や項目間の相互関係等からの評価 採点方法

評価	評価内容	得点化	例：全体的な評価の場合
A	非常に優れている	配点×100%	20
B	優れている	配点×75%	15
C	やや劣っている	配点×50%	10
D	劣っている	配点×25%	5

※1 応募地ごとに各委員の評価点を統一（平均）し、最終的な選定委員会での評価結果とします。



### (3) 審査結果（合計点と講評を併せて順位付け）

「選定要件による評価（配点：80点）」と「各項目の重要度や項目間の相互関係等からの評価（配点：20点）」の結果を合計し、100点満点中の評価点を算出します。評価点の高い応募地から建設候補地としての優先順位が高いものとし、評価に関する議論内容や、建設候補地としての適性に関する懸念事項等を「講評」としてまとめます。最終的に、合計点と講評を併せ、応募地の順位付けの結果を管理者会へ報告します。

## 6. 今後の予定

今後、平成28年7月29日に応募期間が終了し、確定した応募地については、評価に向けた調査を実施します。調査結果から「5. 応募地の評価方法」による評価を行い、管理者会への報告内容を最終報告書として取りまとめます。

### <応募地の調査概要>

- 法令等による土地利用規制等
- 土壌汚染の可能性調査（地歴調査・聞き取り・外観調査）
- 概略設計
- 概算工事費の算出
- 地権者調査 等

表8 今後の選定委員会予定（案）

開催回数（開催時期）	検討内容
第10回（H28年 8月頃）	・応募状況報告、今後のスケジュール確認等
第11回（H28年 10月頃）	・応募地の評価（資格判定審査（一次審査））
第12回（H28年 12月頃）	・応募地の評価（適性評価審査（二次審査））
第13回（H28年 12月頃）	・応募地の評価（適性評価審査（二次審査））
第14回（H29年 2月頃）	・最終報告書のとりまとめ
第15回（H29年 3月頃）	・最終報告書のとりまとめ

- ※1 適性評価審査（二次審査）については、同日開催とする可能性があります。
- ※2 応募地の評価時など、応募地に関係する住民への影響や、選定委員の客観的発言が妨げられるおそれがあり、事業遂行に支障を及ぼす懸念がある検討内容の際には、非公開で行うこととします。
- ※3 最終報告書を公表する際は、応募地の所在に関する情報（地区名等）は伏せ、評価結果（順位付け）のみ行います。管理者会終了後、管理者会により最終決定した建設候補地のみ、所在に関する情報を公表することとします。

表9 【参考】今後の全体説明会等の予定

開催回数（開催時期）	実施内容
第3回全体説明会（H28.5.14（土））	・公募要項、選定要件、質疑応答
第2回施設見学会（H28.5.26（木））	・見学施設：ささゆりクリーンパーク（可茂衛生施設利用組合）